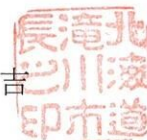


滝川市告示 第211-3号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達をする。

令和8年7月15日

滝川市長 前田 康吉



氏 名	住 所	送達文書
笹木 由香		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）、充当通知書
	以 下 余 白	

当該書類は、滝川市税務課に保管しており、申し出によりいつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、この公示から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。